東峰村の財政事情

令和4年度一般会計·特別会計決算概要 令和5年度一般会計·特別会計上半期予算執行状況



地方自治法第243条の3第1項、地方公営企業法第40条の2 第1項及び東峰村「財政事情」の作成及び公表に関する条例第2条 第1項の規定に基づき、本村の財政事情を公表します。

東峰村長 眞 田 秀 樹

一般会計歳入 45億7,378万円

〇歳	入			<u>(単位:万円)</u>

種別		科			目		4年度決算額	3年度決算額	前年比(%)
	村					税	15,770	16,073	△ 1.9
	分	担金	及て	り	担	金	7,201	6,898	4.4
自主財源	繰		入			金	59,093	15,130	290.6
34.5%	繰		越			金	23,192	20,928	10.8
	諸		収			入	11,186	8,142	37.4
	そ	の他	É	主	財	源	41,136	54,268	△ 24.2
	地	方	交	个	d d	税	179,255	186,477	△ 3.9
依存財源	玉	庫	支	L	Ł	金	34,235	45,887	△ 25.4
65.5%	県	支		出		金	20,879	36,956	△ 43.5
	村					債	57,346	59,219	△ 3.2
	そ	の他	依	存	財	源	8,085	8,052	0.4
		合			計		457,378	458,030	△ 0.1

○自主財源とは?・・・東峰村が自らの権限で確保した財源です。

主なものとしては、住民税や固定資産税、軽自動車税などの村税(1億5,770万円)が挙げられます。 分担金・負担金には、農村環境整備事業、施設型給付費、介護予防事業の負担金などがあります。 繰越金(2億3,192万円)のうち1億1,794万円は、前年度からの繰越事業の財源に充てられていま 「。

その他にも、公営住宅使用料、ケーブルTV使用料、いずみ館や村民センター等の施設の使用料や村有地の貸付料、住民票や印鑑証明などの発行手数料、村の貯金である基金の利息収入などがあります。また、東峰村への寄附金は、一般寄附金及びふるさと納税が3億5,564万円となりました。

○依存財源とは?・・・国や県により、定められた額を交付されたり割り当てられた収入や、 村債(村の借金)です。

主なものとしては、地方交付税(17億9,255万円)が挙げられます。これは地方公共団体が地域性や財政の状況に左右されず等しく行政サービスを行えるよう、一定の基準により国が交付するものです。

国庫支出金(3億4,235万円)のうち1億1,264万円については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に対して交付を受けています。また、農山漁村振興交付金(ほうしゅ楽舎再建築)7,204万円、価格高騰緊急支援給付金事業1,633万円、社会保障・税番号制度システム整備補助事業1,318万円、「第2のふるさとづくりプロジェクト」モデル実証事業1,061万の交付を受けています。

県支出金(2億879万円)のうち4,281万円については、農地・農業用施設災害復旧事業に対して交付を受けています。また、日田彦山線沿線振興基金1,742万円、鳥獣被害防止総合対策交付金1,260万円、荒廃森林整備事業交付金1,611万円に対し交付を受けています。

村債(5億7,346万円)については、公共土木施設・農林水産業施設等災害復旧事業に対する借入れ(1億2,750万円)、緊急自然災害防止対策事業(河川・林道防災)に対する借入れ(1億3,860万円)、ほうしゅ楽舎再建築に対する借入れ(2億2,280万円)、杷木・宝珠山線改良工事に対する借入れ(3,170万円)、村民センター照明設備・床研磨事業に対する借入れ(880万円)、小石原川ダム ふれあい公園整備事業に対する借入れ(500万円)や地方交付税不足分を補てんする臨時財政対策債の借入れ(1,276万円)等が挙げられます。

般会計歳出 43億4,770万円

〇歳	出							(単位:万円)
	科					4年度決算額	3年度決算額	前年比(%)
議			会		費	4,292	4,569	△ 6.1
総			務		費	215,381	157,202	37.0
民			生		費	54,880	68,728	△ 20.1
保		健	衛	生	費	17,015	19,510	△ 12.8
労			働		費	0	0	-
農		林	水	産	費	19,673	15,377	27.9
商			I		費	9,258	16,386	△ 43.5
土			木		費	27,708	22,479	23.3
消			防		費	12,460	12,918	△ 3.5
教			育		費	11,759	9,786	20.2
災		害	復	IB	費	27,261	77,043	△ 64.6
公			債		費	32,259	28,018	15.1
諸		支		出	金	2,824	2,822	0.1
予			備		費	0	0	-
	合				計	434,770	434,838	Δ 0.0
〇収	支							(単位:万円)
	会	計	の	名	称	4年度決算額	3年度決算額	前年比
		_	般 会	計		22,608	23,192	△ 2.5%

〇令和4年度決算の特徴的なもの(前年度比)

・総 務 費 …ほうしゅ楽舎再建築事業の増、ふるさと納税関連事業の増により総額では支出が 増加しました。

- ・民 牛 費 …住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業の減、子育て世帯生活支援特別給付金 (その他世帯分)事業の減などにより支出が減少しました。
- 保健衛生費 …予防接種関連事業の減、合併処理浄化槽設置整備補助金の減などにより支出が減少 しました。
- ・農林水産費 …林道維持補修工事の増、林道城ヶ迫線排水対策工事の増、林道防災工事の増などに より支出が増加しました。
- ・商 工 費 …トーキコーディネーター事業費の皆減、陶の里館改修工事の減により支出が減少 しました。
- ・土 木 費 …村有河川改修工事(緊急自然災害防止対策債)の増、村道杷木宝珠山線改良工事の増、 小石原川ダムふれあい公園整備事業の増により支出が増加しました。
- ・教 育 費 …東峰学園体育館音響設備改修工事の増、村民センター照明設備・床研磨事業の増 により支出が増加しました。
- 災害復旧費 …公共土木施設災害復旧事業の減、農林漁業施設災害復旧事業の減、林道施設災害復旧 事業の減により支出が減少しました。
- ・公 債 費 …平成29年・平成30年・令和元年災害分の単独災害復旧事業債(公共土木施設災害 復旧事業、農林漁業施設災害復旧事業)の償還金の増等により支出が増加しました。

特別会計の決算状況

〇特別会計は、特定の事業を行うにあたり、特定の収入をもって、特定の支出に充て、 一般会計から分離して別に経理を行う会計です。

東峰村では、簡易水道事業、国民健康保険事業、後期高齢者医療について、特別会計による経理を行っています。

〇歳 入 (単位:万円)

会	計	の	名	称		4年度決算額	3年度決算額	前年比
簡易	水道	事 業	特別	会	計	8,498	9,575	△ 11.2%
国民	健 康 保	険 事	業 特 別	会	計	33,745	36,865	△ 8.5%
後期	高齢	者 医 療	琴 特 別	会	計	3,975	3,726	6.7%
合				計		46,218	50,166	△ 7.9%

〇歳 出 (単位:万円)

	会	計	の	名	称		4年度決算額	3年度決算額	前年比
簡	易	水 道	事 業	特別	会	計	7,688	9,019	△ 14.8%
玉	民係	建康保	険 事	業特別	会	計	33,737	34,047	△ 0.9%
後	期	高齢者	至 愿	景 特 別	会	計	3,947	3,725	6.0%
	合				計		45,372	46,791	△ 3.0%

〇収 支 (単位:万円)

	会	計	の	名	称		4年度決算額	3年度決算額	前年比
簡	易	水 道	事 業	特別	会	計	810	556	45.7%
玉	民(健 康 保	険 事	業特別	别会	計	8	2,818	△ 99.7%
後	期	高齢者	至 医 原	索 特 別	会	計	28	1	2700.0%
	合				計		846	3,375	△ 74.9%

各特別会計について、適正な運営により赤字決算となることはありませんでした。





財政健全化判断比率の状況

〇自治体全体の財務状況が健全な状態であるかどうかを判断するための4つの指標「健全化 判断比率」が法律により定められています。

	区分	4年度決算	3年度決算	早期健全化基準 (黄信号)	財政再生基準 (赤信号)
健	実質赤字比率	- (黒字)	- (黒字)	15.0%	20.0%
全化判	連結赤字比率	- (黒字)	- (黒字)	20.0%	40.0%
断比	実質公債費比率	6.5	6.6	25.0%	35.0%
率	将来負担比率	- (黒字)	- (黒字)	350.0%	-
	資金不足比率	- (黒字)	- (黒字)	経営健全化基準 20.0%	

東峰村は、赤字等は発生しておらず、また将来負担すべき負担にも備えがあるといえるでしょう。ただ、実質公債費比率については、全国平均(R4決算:5.5%)と比較すると、少し高い傾向にあります。今後はH29~R4に起債した災害復旧事業債、旧合併特例事業債、過疎対策事業債の元利償還のため実質公債費比率は増加傾向が続くと見込まれますが、補助金や交付金を重点的に活用するなどし、借入金を減少させることに努めます。

○用語について

- ・実質赤字比率 一般会計等を対象とした実質赤字額の<u>標準財政規模</u>に対する比率の ことで、赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示します。
- ・連結赤字比率 公営企業会計(簡易水道事業特別会計)を含む全会計を対象とした実質 赤字額または資金不足額の標準財政規模に対する比率のことで、全ての 会計の赤字や黒字を合計し、全体としての赤字の程度を指標化し、財政 運営の悪化の度合いを示します。
- 実質公債費比率 公債費(村の借入金)の返済額が標準財政規模に占める割合です。
- ・ 将来負担比率 村の実質的な将来負担額(借入金残高や、村の全職員が退職すると仮定 した場合の負担見込等)が標準財政規模に占める割合です。
- ・資金不足比率 村の公営企業(簡易水道事業)に赤字が生じた場合、その額が事業規模 に占める割合です。

※1 標準財政規模・・・自治体の標準的な一般財源を示すもので、東峰村では16億3,619万円となっています。

令和5年度上半期執行状況(一般会計)

令和5年4月1日~9月30日までの一般会計の予算執行状況をお知らせします。

〇歳 入 (単位:万円)

	科					E]	予算額	収入額	執行率
村							税	15,558	11,021	70.8%
分	担	金	及	び	負	担	金	7,348	1,155	15.7%
繰			7	\			金	98,565	0	0.0%
繰			ŧ	<u>或</u>			金	19,080	22,408	117.4%
諸			Ц.	Z			入	6,942	1,647	23.7%
そ	の	他	É	∄	主	財	源	45,963	4,869	10.6%
地		方	3	ই	仢	ţ	税	164,233	106,945	65.1%
玉		庫	3	5	出	ļ	金	46,579	2,859	6.1%
県		支			出		金	44,265	2,158	4.9%
村							債	81,491	0	0.0%
そ	の	他	佰	文	存	財	源	8,338	3,375	40.5%
	合					탐	†	538,362	156,437	29.1%

本年度の9月末日現在の歳入予算の執行状況は、29.1%となりました。

村債については0.0%となっていますが、年度末に借入を行う見込みです。

国庫支出金、県支出金の執行率が低いのは、事業完了後に支払われるためです。

〇歳 出 (単位:万円)

科					予算額	支出額	執行率
議		会		費	4,688	2,331	49.7%
総		務		費	146,938	44,474	30.3%
民		生		費	64,109	21,972	34.3%
保	健	衛	生	費	28,026	7,119	25.4%
農	林	水	産	費	29,771	1,958	6.6%
商		エ		費	25,062	2,540	10.1%
土		木		費	38,892	3,374	8.7%
消		防		費	45,448	5,802	12.8%
教		育		費	13,802	3,435	24.9%
災	害	復	IB	費	99,480	7,057	7.1%
公		債		費	39,295	19,041	48.5%
諸	支		出	金	2,351	0	0.0%
予		備		費	500	0	0.0%
合				計	538,362	119,103	22.1%

本年度の9月末日現在の歳出予算の執行状況は、22.1%となりました。

農林水産費、商工費、土木費及び災害復旧費について執行率が低いのは、事業完了後に 支払を行うためです。

令和5年度上半期執行状況(特別会計)

令和5年4月1日~9月30日までの特別会計の予算執行状況をお知らせします。

〇歳 入 (単位:万円)

会	計	の	名	称	予算額	収入額	執行率
簡易	水 道	事 業	特別	会 計	7,596	2,593	34.1%
国民	健 康 保	険 事	業特別	」会 計	31,972	10,924	34.2%
後期高	高 齢 者	医療事	業特別	別会計	4,154	1,019	24.5%
合				計	43,722	14,536	33.2%

〇歳 出 (単位:万円)

会	計	の	名	称		予算額	支出額	執行率
簡易	水 道	事 業	特別	会	計	7,596	2,098	27.6%
国民係	建康保	険 事	業特別	会	計	31,972	14,301	44.7%
後期高	影齢 者	医療事	業特別	别会	計	4,154	1,106	26.6%
合				計		43,722	17,505	40.0%

9月末日現在の特別会計の予算執行状況は上記のとおりです。





村債(借金)と基金(貯金)の状況

村の借金は令和4年度末現在で、一般会計では45億8,025万円(うち貸付金185万円)で、村民のみなさん1人あたりの借金の額に換算すると約244万円になります。

ただし、借金の中には、返済額の多くが地方交付税(国からの交付金)で返ってくる ものが大半を占めるため実質的にはその3割程度となります。

一方、令和4年度末の村の貯金残高は、36億168万円で、村民のみなさん1人あたりの 貯金の額に換算すると約192万円になります。

1人あたりの借金244万円と貯金192万円を比較すると、借金の方が貯金より52万円多いことが分かります。これは、災害復旧事業債等の借入による借金が増加し続けていることが、主な要因です。

過去5年間の村債と基金の推移を下記のグラフに示すように、村債は増加傾向にあり、基金 は減少傾向で推移していることが分かります。村では、こうした借金と貯金のバランスや経済 の動向を考え、将来にわたってのさまざまな財政分析をしながら効率的な財政運営に努めてい ます。

東峰村人口:1,874人(令和5年3月31日現在)

○村債(借金)と基金(貯金)の推移(平成30年度~令和4年度)



○基金の運用の状況について

村では、基金について安全で確実である、国債や地方債、社債や定期預金等により運用しております。

(単位:万円)

・令和4年度末の運用状況について

運用 状況・種別	運用額	比率(%)
民間金融機関定期預金	86,360	24.0%
地 方 債 等	51,000	14.2%
利 付 国 債	33,000	9.2%
民間金融機関普通預金	189,808	52.7%
運用額合計	360,168	100.0%

2% 2% 7% 0% 東峰村の財政事情

令和5年11月発行

■編集・発行 東峰村役場総務企画課 福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山6425(TEL0946-72-2311)